

Topics | トピックス

- ◆ 第6回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 2023年度における年金委員の具体的な活動内容
- ◆ 年金・恩給だけで生活する高齢者が44%～「2022年国民生活基礎調査の概況」～
- ◆ 2023年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.8%

◆ 第6回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、7月28日に第6回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。

(1) 遺族年金制度について、(2) 加給年金制度について一が議事とされた。

【遺族年金制度について】

遺族基礎年金は、主たる生計維持者である国民年金の被保険者等が死亡した場合に、子を抱えている配偶者や自らの生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ることを目的とする。また、遺族厚生年金は、主たる生計維持者である厚生年金の被保険者等が死亡した場合に、その遺族に対し、従前の生活を保障することを目的とする。

制度別に受給者の年齢階級別構成割合をみると、「厚生年金のみ」では60歳以上の受給者が全体の9割以上を占めている。一方、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、40～49歳の受給者が全体の半数以上を占めている（表1）。

2015年1月21日の年金部会では、「現行の遺族年金制度は、依然として、男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計となっており、今後は男女がともに就労することが一般化していくことが想定されるなか、遺族年金についても、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要である」という論点のもと、議論が行われた。主な指摘事項としては、①制度上の男女差の解消、②養育する子がない家庭における有期化または廃止、③その際には、現に配偶者の年金で生計を立てている者への配慮が必要、④離婚後に子を引き取った一方が亡くなり、その後、生存している一方が子を引き取ったときにおける遺族基礎年金の支給停止といった各論の検討も必要といったことが挙げられた。

制度別の議論でも、遺族厚生年金、遺族基礎年金ともに、共働きが一般化することを前提とし、①～④と同様の指摘があったが、特に遺族厚生年金では①～③が、遺族基礎年金では④に対する意見が多かった。

この度の年金部会でも、遺族年金は夫が家計を支えているという過去の社会状況を引きずっていること、子どもに対しては支給停止要件を撤廃すべき、新しい結婚の形（同性婚）も踏まえた議論が必要といった意見が多く聞かれた。

【加給年金制度について】

加給年金制度は、老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算するものである。老齢厚生年金の加給年金受給者の平均加給年金額をみると、配偶者加給年金のみ受給している人は389,681円、子加給年金のみ受給している人は266,758円、両方を受けている人は664,015円となっている（表2）。

<表1> 遺族年金の制度別・年齢加給別構成割合

	計	～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	平均年齢(歳)
計	100.0	0.2	1.0	3.0	9.8	29.3	39.9	16.7	79.9
厚生年金のみ	100.0	0.0	0.3	2.7	9.8	29.7	40.5	17.0	80.4
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	13.2	53.2	31.6	1.6	0.2	0.1	—	46.7
基礎年金のみ	100.0	14.0	54.8	30.2	0.9	0.0	0.0	—	46.3
寡婦年金	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	62.4

97.0%

<表2> 加給年金受給者の平均年金額

●配偶者加給と子加給の受給者（老齢厚生年金）

* () 内は月額

	受給者数(万人)	平均老齢基礎年金額(円)	平均老齢厚生年金額(加給年金を除く)(円)	平均加給年金額(円)
配偶者加給のみ受給	92.7	708,995 (59,083)	1,147,559 (95,630)	389,681 (32,473)
子加給のみ受給	0.3	662,160 (75,896)	910,746 (75,896)	266,758 (22,230)
配偶者加給と子加給の両方を受給	2.3	674,531 (56,211)	1,037,733 (86,478)	664,015 (55,335)

●配偶者加給の受給者（障害厚生年金）

* () 内は月額

	受給者数(万人)	平均障害基礎年金額(円)	平均障害厚生年金額(加給年金を除く)(円)	平均加給年金額(円)
配偶者加給の受給者	8.1	914,972 (76,248)	662,011 (55,168)	224,700 (18,725)

※厚生労働省年金局調べ（2021年度末時点）

5月8日の第3回年金部会や今回の年金部会では、配偶者加給年金について、次のような意見が出された。

- 夫婦の年齢差によって支給の有無や支給期間の長短が決まるため、公平性の観点からも見直しの検討の必要性があるのではないか。
- 現在、共働きの世帯が増えており、今後も厚生年金に夫婦共に長く加入する世帯が増えていくものと思われるため、現行制度は現在の社会に合っていないのではないか。
- 配偶者の加給年金は、その役割は果たしたので終了すべきと言えるのではないか。ただ、加給年金自体は老齢だけではなく、配偶者だけでもないので、それぞれについての議論も必要。
- 遺族年金や加給年金といった家族に関係する年金制度は、昭和から平成、令和と時代が移り共働きが一般化するなどしてきたなかで、生活形態や就労形態において「中立性」の観点から制度の見直しが求められている。

◆2023年度における年金委員の具体的な活動内容

日本年金機構は7月12日、2023年度における年金委員の具体的な活動内容をホームページで紹介した。これは年金員が日ごろから実施できる、周知活動などの例を示したもの。主な活動内容は次のとおり。

●電子申請の利用促進

- ・職域型年金委員は、勤務する事業所の社会保険担当部署に対し、速やかな電子申請への移行を促す。
- ・具体的には、リーフレット等を活用して次の電子申請のメリットを説明し、速やかな移行を促す。
 - ① 電子証明書による電子申請に加え、無料のGビズID、届書作成プログラムを活用した電子申請も可能であり、初期費用をかけずに手軽に移行が可能であること。
 - ② 大幅に事務処理時間が効率化されたことにより、紙による申請に比べて保険証の発行等が早くなったこと。
 - ③ 届書の処理状況が確認できること。

●「ねんきんネット」の活用促進

- ・職域型年金委員は、事業所内の従業員やその家族に対して、地域型年金委員は、自身が居住する地域の自治会・町内会において、地域住民に対して、「ねんきんネット」に関するリーフレット等を活用し、ねんきんネットの利用を案内する。
- ・マイナンバーカードがあればマイナポータルにログインして「ねんきんネット」を利用登録することで、簡単に年金記録の確認や年金見込額の試算等ができることを周知する。
- ・また、「ねんきんネット」の各種機能の周知を行うとともに、年金見込額の試算機能を活用して、将来の生活設計について考えていただくように呼びかけを行う。さらに、ねんきん定期便のペーパーレス化を促す。

●オンライン事業所年金情報サービスの利用促進

- ・職域型年金委員は、勤務する事業所の社会保険担当部署に対し、事業所向け電子送付サービスの利用を促す。
 - ① 2023年1月からサービスが開始されたこと。
 - ② 毎月の社会保険料額情報をオンラインで取得できること。
 - ③ 紙の通知書よりも早く受け取り、確認が可能なこと。
 - ④ GビズIDを利用するので、既にGビズIDを保有していれば、容易にサービスが利用できること。

●厚生年金保険料等の口座振替の利用促進

- ・職域型年金委員は、事業主に対して、厚生年金保険料等の口座振替の利用により金融機関窓口における現金納付の負担が軽減されるほか、毎月の保険料の納付漏れが防止できる利点について周知する。

●厚生年金保険料等の納付が困難な事業主への猶予制度の周知

- ・職域型年金委員は、事業主に対して、厚生年金保険料等の納付が困難な場合には猶予制度が受けられることがあることについて周知する。

●適正な届出の促進

- ・職域型年金委員は、リーフレットや日本年金機構ホームページにおける事業主の方への案内等を活用することにより、適用関係届書について、制度周知を行い、正確な届出を行っていただくよう事業所内の社会保険事務担当者へ依頼する。特に、適用すべき被保険者の届出や、算定基礎届の期限内の提出、遡及しての資格喪失届、標準報酬月額変更届等の提出がないよう周知する。また、被保険者資格の取得・喪失または標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者に確実に通知するよう周知する。

他に、資格取得時の本人確認の徹底、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」についての周知、個人番号の正確な記載の徹底、短時間適用拡大の周知（2024年10月改正）、外国人技能実習生受入事業所への年金制度周知、産前産後期間の免除制度に関する周知、20歳到達者をはじめ若年者に対する制度周知、口座振替の利用促進など、年金制度の周知と利用促進などに係る活動を具体例として示している。

◆年金・恩給だけで生活する高齢者が44%～「2022年国民生活基礎調査の概況」～

厚生労働省は7月4日、「2022年国民生活基礎調査の概況」を公表した。各種世帯の所得の種類別の状況をみると、高齢者世帯※1世帯当たり平均所得金額の構成割合は、「公的年金・恩給」が 62.8%（199.9万円）、「稼働所得」が25.2%（80.3万円）となっている（表3）。

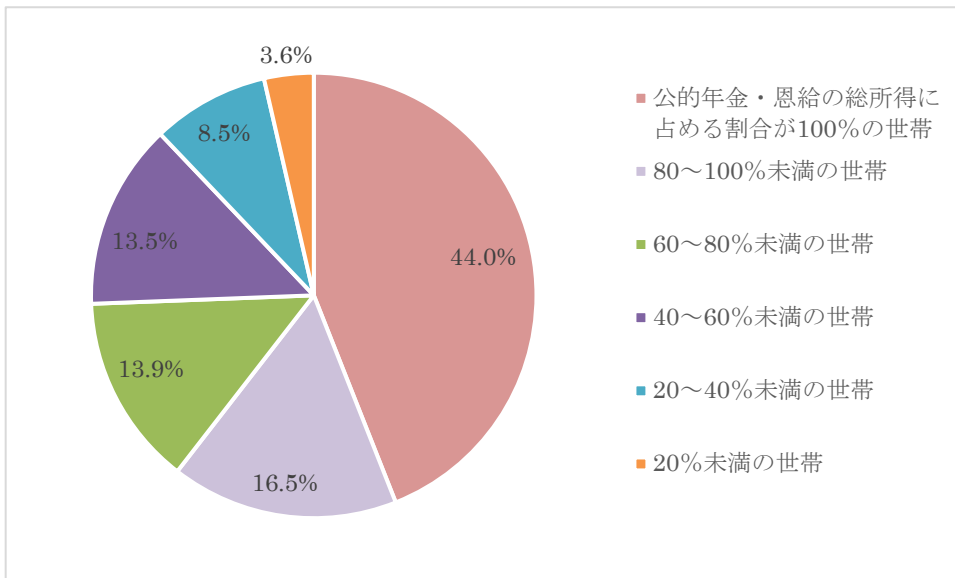
また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は44.0%となっている（図1）。

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

<表3> 高齢者世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合（2021年）

	総所得	稼働所得	うち雇用者所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
金額(万円)	318.3	80.3	64.9	199.9	17.2	1.8	19.0
構成割合(%)	100.0	25.2	20.4	62.8	5.4	0.6	6.0

<図1> 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



◆ 2023年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で78.8%

厚生労働省は7月28日、2023年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年5月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.5ポイント増の78.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は802万月で、納付月数は632万月。

【2021年5月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.6ポイント増の81.6%であった。納付対象月数は771万月で、納付月数は629万月。

【2022年5月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は79.9%であった。納付対象月数は774万月で、納付月数は618万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は89.4%となった。